

年会費のご案内

早稲田カードStudents 年会費 … 無料

2025年12月9日改定

早稲田カードStudents 会員特約

第1条(名称)

本カードは、学校法人早稲田大学(以下「大学」といいます。)、早稲田大学校友会(以下「校友会」といいます。)、早稲田大学生活協同組合(以下「生協」といいます。)および三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)が提携して発行するもので、カードの名称は「早稲田カードStudents」(以下「本カード」といいます。)と称します。

第2条(会員)

1. 本カードは、学部在学生かつ原則生協組合員を加入対象とし、本特約および別途三菱UFJニコスの定める個人会員規約(以下「会員規約」といいます。)を承認のうえ入会を申し込み、大学、校友会、生協および三菱UFJニコスが認めた方を会員とします。
2. 三菱UFJニコスは、会員に対し本カードを貸与します。

第3条(カードの機能および特典・サービスの利用)

1. 会員は、会員規約に関わらず、本カードではキャッシングサービス、カードローンおよびリボルビング払いは利用できないものとします。
2. 会員は、三菱UFJニコスが提供する特典・サービスを受ける場合は、三菱UFJニコス所定の方法に従いその提供を受けるものとします。
3. 会員は、大学、生協が提供する特典・サービスを受ける場合は、大学、生協所定の方法に従いその提供を受けるものとします。

第4条(早稲田カードAlumniへの切替)

1. 会員は、事前に届け出た卒業予定年の所定の時期に三菱UFJニコスが審査をしたうえ、大学、校友会および三菱UFJニコスが発行する早稲田カードAlumni 会員になること、およびその際の審査の結果により新たなカードの発行が行われない場合があることを予め了承します。
2. 早稲田カードAlumni に切替後は、校友会所定の校友会年会費、三菱UFJニコス所定の年会費のお支払い等早稲田カードAlumni 会員特約が適用されます。また、会員規約に定めるキャッシングサービス、カードローンおよびリボルビング払いに関する各条項が適用されます。

第5条(会員資格の喪失)

1. 会員が、大学の学生資格、生協組合員の資格のいずれかを取消された場合、本特約による会員資格を喪失するものとします。
2. 前項の場合、三菱UFJニコスは会員規約による会員資格(以下「三菱UFJニコス会員資格」といいます。)を喪失させることができるもの

とします。また三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合も本特約による会員資格を喪失するものとします。

3. 三菱UFJニコスが本カードの返還を求めた場合、または会員が前各項に該当した場合、会員は本カードを三菱UFJニコスへ返還するものとします。

第6条(個人情報の提供と利用の同意)

1. 本条は、個人情報の取扱いに関する同意条項(以下「同意条項」といいます。)の特約として定めるものであり、申込者または会員は次のとおり、大学、校友会、生協および三菱UFJニコスが会員の管理および会員に対する特典・サービス提供のため、個人情報を提供し利用することに同意します。

(1) 三菱UFJニコスが大学、校友会、生協に対し提供する情報

- ①入会申込書および入会後の届出書等に記載された、あるいは申告いただいた事項
- ②入会の事実および三菱UFJニコス会員資格喪失の事実(理由を除きます。)
- ③本カード会員番号と有効期限

(2) 大学が三菱UFJニコスに対し提供する情報

- ①大学の学籍番号
- ②大学の学生資格喪失の事実
- ③会員が届け出た住所など連絡先

(3) 校友会、生協が三菱UFJニコスに対し提供する情報

- ①校友会会員資格、生協組合員資格喪失の事実
- ②会員が届け出た住所など連絡先

2. 大学、校友会、生協および三菱UFJニコスは前項の個人情報の提供と利用については、個人情報保護のため適切な措置を講じるものとします。

第7条(適用)

本特約に定めのない事項については、会員規約または同意条項が適用されるものとし、本特約と会員規約または同意条項の間で抵触がある場合には、本特約が優先されるものとします。

<お問合せ窓口>

①大学・校友会に関するお問合せについては下記にご連絡ください。

学校法人早稲田大学 早稲田大学校友会

住所:〒169-8050 東京都新宿区戸塚町 1-104

TEL:03-3203-6284

②生協に関するお問合せについては下記にご連絡ください。

早稲田大学生活協同組合 組合員サービスセンター

住所:〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 1-6-1

TEL:03-3207-8613